

社会福祉法人 伊佐市社会福祉協議会 い～さろんまごし
第1号通所事業サービス 利用契約書

____様(以下「契約者」という。)と社会福祉法人伊佐市社会福祉協議会い～さろんまごし(以下「事業者」という。)において、事業者から提供される第1号通所事業サービス(以下、「通所サービス」という。)を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総 則

第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法等の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、このサービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する通所サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第2条(契約の期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間終了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(第1号通所事業介護計画(以下「通所介護計画」という。))の決定・変更)

- 1 事業者は、契約者に係る介護予防ケアプラン(以下「居宅サービス計画」という。)が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画等を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は契約者に対して、地域包括支援センターを紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は通所介護計画について、新規に作成又は変更した場合、契約者及びその家族等に対し説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、又は契約者もしくはその家族等の要請に応じて、通所介護計画等について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画等の変更の必要が認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画等を変更するものとします。

第4条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練・入浴の援助を提供するものとします。

第5条(介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する通所サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、食事サービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種の通所サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対しても分かりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条(サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介

護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、介護保険給付額という。)の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

- 2 契約者は要介護状態区分等に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:負担割合証に応じた金額)を事業者を支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定・要支援認定等を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金(全額負担分)をいったん支払うものとします。(要介護認定・要支援認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)
- 3 第5条第1項に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は食事代とオムツ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとし、サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月15日までに支払うものとします。

第7条(利用日の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、利用期日前において、通所サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとし、事業者はサービス従業者等の予定を調整し、利用定員や集団生活上利用可能かを協議したうえで、可能な限り契約者の要望に応えます。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

第8条(利用料金の変更)

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対し、変更を行う日の2ヶ月前までに説明した上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条(事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、通所サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員もしくは契約者の主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する通所サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに契約者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条(守秘義務等)

- 1 事業者及びサービス従業者は、通所サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する

心身等の情報を提供できるものとします。

第 11 条(虐待防止について)

- 1 事業者は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - 一 虐待防止に関する責任者を選定します。
 - 二 成年後見制度の利用を支援します。
 - 三 苦情解決体制を整備します。
 - 四 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
 - 五 サービス提供中に、当該事業所のサービス従業者または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

第 12 条(身体拘束について)

- 1 事業者は原則として契約者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある場合など、契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、契約者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取組みを積極的に行います。
 - 一 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、契約者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
 - 二 非代替性…身体拘束以外に、契約者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
 - 三 一時性…契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

第 13 条(個人情報の保護)

- 1 事業者は契約者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- 2 事業者は、市町村又は契約者に係る各関係機関との会議等において、契約者又はその家族の個人情報を用いる場合は、契約者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとします。

第四章 契約者の義務

第 14 条(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 1 契約者は事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合は、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況により、特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第 15 条(損害賠償責任)

事業者は、本契約に基づく通所サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘案し

て相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

第16条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時、通所サービス実施時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 二 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施した通所サービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- 三 契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第17条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により通所サービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施した通所サービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第18条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供する通所サービスを利用できるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 契約者の要介護状態区分が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第19条(契約者からの中途解約)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第8条第3項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入所した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合

第20条(契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従業者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 二 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 三 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第21条(事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為・ハラスメント行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第22条(精算)

第18条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施された通所サービスに対する利用料金支払義務、その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときには、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第23条(苦情処理)

事業者は、その提供した通所サービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第24条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者

住所

氏名

印

代理人または立会人

住所

氏名

印

(続柄:)

事業者

住所

鹿児島県伊佐市菱刈前目 711 番地 1

事業者名

社会福祉法人伊佐市社会福祉協議会

代表者

会長 野村 治男

印